

# 秩序自由主義の生成と変容 —「過去のユートピア」から「社会的市場経済」へ—

雨宮 昭彦\*

## はじめに

ドイツ社会史・経済史のみならず思想史にも強い影響を及ぼしてきたナチズムにいたる「特殊な道」という見方は、それを成り立ってきた戦後の「イデオロギー的磁場」の消滅とともに、歴史的に相対化されるようになった。21世紀の今日では、西欧とアメリカを（欧米として）ひとくくりし、それを日本やドイツと対置するかつての図式の有効性は大幅に後退する一方、ヨーロッパやその経済的機関車と目されているドイツは、（自由や成長とならん）とくに平等や持続可能性に配慮し福祉や環境を重視する「緊密で多彩な制度の文化」として、アメリカのような（もっぱら自由と成長を重視し）「市場とヒエラルキーをあてにする弱い制度の国民経済」と対置されている。「制度に埋め込まれた市場経済をもつ社会」に関する先駆的思想家としてリストやシュモラーやヘーゲルの再評価を可能にする新しい文脈はすでに準備されてきたし、また新たに生まれつつあるように思われる。

こうした歴史的視座の大転換が進むなかで、とくに注目に値する変容過程にあると思われるのが、ナチズムの社会経済史・経済思想史研究である。1930年代のナチス経済を、ケインズ主義や統制経済のようなコンセプトで捉えることは次第に不可能となってきている。それに代わって新たに生まれつつあるこの時期のドイツ経済像は、裁量的マクロ経済政策の役割が、想定されてきた以上に小さく、財政・金融政策はいっそうインフレ抑制的であり、個々の経済的アクターの自由度は予想外に大きかったことを伝えている。従来「ナチズムに抗して発展した」とされてきたドイツ新自由主義の経済政策思想である秩序（オルド）自由主義は、むしろ、これらの新しい研究が伝える1930年代のドイツ経済像と整合的であることが示唆されているのである。以下では、紙幅の関係から秩序自由主義の生成に関わる局面に限定して要点を述べておきたい。

## 1. ドイツ新自由主義のマニフェスト

ドイツ新自由主義の起源は、世界大恐慌の最中、1932年に求められる。その年、ドイツ社会政策学会ドレスデン大会において、アレクサンダー・リュストウは、とりわけ第一次世界大戦いらい深化し、この時期にその最深部にまで到達した資本主義の危機を克服するために、国家に、ワイマール的、伝統的な介入主義でも、マンチェスター的自由主義でもない「第3の立場」を要請した。それは、前者よりも、後者の「古い自由主義」(der alte Liberalismus)にいっそう近

\* 首都大学東京 大学院社会科学研究科 aameniya@center.tmu.ac.jp

本稿は、以下の拙稿を踏まえている。雨宮昭彦『競争秩序のポリティクスードイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会、2005年；同「ドイツ新自由主義の生成—資本主義の危機とナチズム」（権上康男編『新自由主義と戦後資本主義—欧米における歴史的経験』日本経済評論社、2006年）。

いものとして位置づけられつつも、経済の「新しい均衡」へのハーダランディングを使命とする「強い国家」が「リベラルな国家介入」を実行する点で、「新自由主義」(der neue Liberalismus)と名付けられた。リュストウの発言は、同じ年に公にされたヴァルター・オイケンの論考とともに、後に「ドイツ新自由主義の最初のマニフェスト」と呼ばれることになる。

とりわけオイケンやフランツ・ペームらが1936年に創刊した叢書「経済の秩序」に付した「序文」で宣言したように、後にオルド自由主義と名乗ることになるグループは、ドイツの法学と経済学の「王位喪失」を招いた歴史主義と相対主義の克服を彼らの課題とした。彼らは、ニーチェやウェーバーを批判しながら、「現実を形成する力」を法学と経済学に取り戻して、これら学問の、ザインとゾレンを結合する強固な橋梁としての復位を主張したのである。

リュストウは、新自由主義のマニフェストを公にするよりも以前、ライヒ経済省に勤務していた時期に、報告書「ドイツ国制史の社会学的評注」(1924年6月)を同省に提出したが、その中で、議会主義を帝国主義的高度資本主義の時代に不適合な制度とみなした。さらに、彼は、それへの「1931年の付記」において、議会主義に代わる「民主主義的独裁」を、ワイマール憲法第48条(緊急事態法)によって暫定的に成立した大統領内閣の、憲法改正による法的恒久化によって実現しようと企図したのであった。このようなリュストウの議論はカール・シュミットの政治理論から多大な影響を受けていた。

リュストウによれば、第一次世界大戦による総動員体制は、それまでの国家と市民社会の分離を克服し、エルンスト・ウンガーのいわゆる「全体国家」を実現したかに見えたが、實際にはそうではなかった。労資の動員を企図した1916年の祖国勤労奉仕法とヒンデンブルク計画によって準備されたのは、1932年の社会政策学会ドレスデン大会でのリュストウの発言によれば、ワイマール国家すなわち社会的諸利害によって占拠された「獲物として国家」、「悩める客体」に過ぎなかつたのである。それをオイケンのようなオルド自由主義エコノミストは、同様にシュミットの言葉を借りて「経済国家」と呼んだ。

1932年にオイケンは、経済危機の根本原因を、資本主義それ自身のうちにではなく、第一に、「資本主義経済秩序」を毀損する国家と社会の相互関係のなかに求めた。とりわけ、それによる「価格形成の政治化」は、「資本主義経済秩序」の核心である「価格システム」を機能不全にすることによって、「資本主義の沼澤化」を招いたと彼は考えた。さらに第二に、ベルサイユ条約による国際的な「勢力均衡原理」の崩壊と「世界の民主化」による外交政策の変質によって、資本主義の発展の枠組みが解体されることになった。英國の金本位制からの離脱も、彼によれば、デフレーション政策の継続を同国に不可能にさせた大衆の政治的影響力の増大によるのである。

## 2. マニフェストの政策的含意

リュストウによれば、この経済危機の克服は、レッセフェールの「旧い自由主義」でも「多元主義」(シュミット)と呼ばれる組織された諸利害の保護や弱者救済を旨とするワイマール

的な「反動的」介入主義でもない「第三の立場」、すなわち「新しい均衡」への人為的な強制着陸を実現する「強い国家」によって初めて可能となるのである。「新自由主義」とは、「従来の介入とは正反対の方向の介入」、すなわち「市場法則の方向に沿った、旧来の状態の維持のためではなく、新しい状態を促進するための、自然的な進行を遅延させるのではなく、それを迅速化するための介入である」。リュストウは、それを、「リベラルな介入主義」と呼んでいる。ロシア革命は、彼にとって、「多元主義の方程式」における  $n=1$  のケース、すなわち「獲物としての国家をめぐる諸利害の闘争の結果、一つの利益集団が国家を単独で占領し、その目標を計画的に追求するようになったケース」である。彼にとって、計画経済は「伝統的な国家介入主義」の極限形態であった。これに対して、大統領内閣の法的恒久化によって実現した「強い国家」による「リベラルな介入主義」は、「多元主義の方程式」の  $n=0$  となるケースの追求を排除しないであろう。それは、論理的には、利益集団の解体をその主要な任務としたナチスの「強制的画一化政策（グライヒシャルトゥング）」（それは、利益集団とりわけ労働組合の解体と並んで、連邦参議院における全権委任法の確立をめざした州政府の解体、および政党の解体の3つの次元からなる）を一つの極限形態として承認するであろう。新自由主義の構想の実現をファシズム体制の中に見出したエルヴィン・フォン・ベッケラートの議論は、その端的な事例である。

そのマニフェストの中でビスマルクの政策を「国家理性の介入主義」として例外的に高く評価したオイケンもまた、「経済国家」の解体とベルサイユ条約の廃棄という秩序自由主義の基本的要請を、ビスマルクのようなカリスマを伴う「権威的自由主義」によって実現する方向を原理的に排除する論理を提示しえなかった。グライヒシャルトゥングの履行による「経済国家」の解体と英独海軍協定締結によるベルサイユ条約の廃棄に示されるように、ナチス体制の確立は、オイケンによる秩序自由主義の基本的要請を、少なくとも十分条件として充たす形で進行したのである。

### 3. 新自由主義とファシズム

ところで、バーベン内閣による「権威的自由主義」（ヘラー）が発動された1932年には、先のマニフェストの他にも、新自由主義の注目すべき文書が相次いで公にされた。ベッケラートとミュラー＝アルマックは、「20年代末と30年代初期に、経済と社会の強力で行動能力ある国家組織のお手本としてイタリア・ファシスト国家の模範的機能を強調し、この国家組織は、リベラルな複数政党国家のなかで收拾がつかなくなった分化した集団利害を規律化し、『国民の健全な発展』と『公益の確保』を保証しうるとした」。とりわけベッケラートが1932年末に公にした論文「ファシズムの経済憲法」は、大恐慌期に生成しつつあったドイツの新自由主義とファシズムとの密接な関係を明瞭に示し、この時期の経済自由主義の新しい方向を端的な形で定式化しているように思われる点で注目に値する。

新自由主義のマニフェストと同様に、ベッケラートも、経済と国家の関わり方を決定する規

準として、市場均衡の経済理論を自覚的に踏まえ、この規準に即した介入原則の確立を、「経済憲法」の概念によって要請した。彼によれば、これまで国家は経済に様々な方法で介入したが、それは両者を接合する原則を欠落させていた。その結果、とりわけ議会制民主主義では、国家介入は、政党を経由して権力を行使する利害関係者の意志を反映することになった。従って、経済への国家介入にも、公法による市民社会への関与と同様に一定の原則が必要となるが、それが「経済憲法」に他ならない。こうした原則に基づく介入によって「経済を『憲法=制度のなかに包摂する』」という重要課題から、これまで国家は免除されてきたが、その根本的な原因をベッケラートは考察して、ヨーロッパに国家形態と経済形態の調和が確実に存在した時代に注目した。それは、リベラルな資本主義自由経済の存在、所有者にのみ政治的権力の行使を許容する選挙法を装備した立憲君主制——これらの条件が満たされていた時代であって、この時代には、「いかなる投票も政治的自由主義の明白で首尾一貫した表現であった」。しかし、この調和は二つの方向から崩壊する。すなわち経済内部での独占主義的諸組織の台頭、議会主義への移行と議会への大衆の流入である。その結果、経済からは自然発生的な均衡が失われる一方、国家介入を通じて国家の内部へと経済が統合されることによって、国家は利益闘争の舞台となつたのである。

このような分析はオイケンの経済国家論とほぼ同一のロジックを示している。ベッケラートは、しかし、さらに、機能不全に陥った経済に対する新しい国家介入のあり方についていっそう踏み込んでいる。彼は、経済からの「自然的均衡」の消失という事態を踏まえ、自由主義国家の新たな課題として「人為的（意識的）均衡」、すなわち市場均衡の「人為的」方法による回復を要請する。市場における自然発生的均衡の消失の結果、「自由競争の虚構に固執」せずに「現実の市場状況」を踏まえるべきであること、「国家と経済の関係は全く新しい段階」に入っていることを主張して、彼は次のように述べている。「我々の考察を簡単に定式化する。もしも均衡がもはや自然発生的なものではありえず、むしろ人為的なものたらざるをえなくなつてゐるとするならば、何故、このような『人為的な均衡』の形成が民間の手からもぎ取られて国家に委ねられるべきではないのか理解できない。・・・国家は、この課題を、利害関係者のエゴイズムよりも、いっそううまく遂行することが出来る」、と。ベッケラートは、この任務を遂行する国家形態を問い合わせ、国家を利害関係者の闘争の場と化する「複数政党国家」であるワイマール国家を否定する一方で、「全く新しい段階」に入った「国家と経済の関係」を具現する形態を、イタリアのファシスト国家のなかに見出した。「1927年4月21日の労働憲章の制定以来・・・イタリアはヨーロッパで唯一の国家として以上に素描した意味における経済憲法を有することになった。まさにイタリアこそがこの進歩を成し遂げた」と彼は述べている。

「多元主義」批判、均衡への強制着陸という問題意識、これらの課題を克服する主体としての「強い国家」の要請——1930年代ドイツの新自由主義を刻印するこれらの共通項は、ベッケラートの場合いっそう特徴的な表現形態をとった。すなわち複数政党国家の克服と人為的均衡の形成は、「民主主義的独裁」（リュストウ）のような抽象的表現を超えて端的にも真の全体

国家としての「ファシズム」の課題とされたのである。

#### 4. 自由経済の「反自由主義的根拠づけ」

ナチス期に入ると新自由主義の経済政策思想は、オイケン、ペームらの編集による「経済の秩序」叢書において体系的に展開されるとともに、ナチス政策諮問機関である「ドイツ法律アカデミー」での議論を通じていっそう具体的な表現を与えられた。ちなみに、為替統制のような部分統制が経済の全面統制へと必然的に進行し全体主義へと前進した事例としてナチズムを捉えたハイエックの決定論的な議論に反して、経済統制の緩和化を実現する経済的条件（貿易収支、通貨準備など）が整ってきた開戦後の1940年1月に、この「ドイツ法律アカデミー」第4部門（国民経済の研究）が設立されたことはもっと注目されていい。

さて、ペームの著書『歴史的課題としての、法の創造的成果としての経済秩序』は「この叢書全体の基礎となる文献」と目されており、叢書の問題意識と方針を総括的に示す綱領的文書の役割をも担っている。叢書のキーワードである「経済秩序」は、「政治の優位」と「経済体制=経済憲法」(Wirtschaftsverfassung)との結合から生成する。その際、後者に関しては、「旧い経済体制」と「計画経済」に対して「自由な交通経済」の優位が主張されている。いずれにせよ、ここでは、自由主義の古典的立場は根本的に修正・改変されており、「自由な交通経済」は、「政治の優位」と「経済憲法」によって構成された政治的・法的秩序へと変容している。ペームは、経済秩序の政治的指導を行う国家の課題について次のように述べている。「国家は、競争の役割と機能を引き受けなければならない。国家は、市場価格と市場条件を、理想的な競争過程という前提のもとでそれらが落ち着くであろうような形に、設定しなければならない」。つまり、「競争経済の自由な市場価格が成立する客観的法則」の把握の上に立って、「そのような価格形成過程を、それが現実には発生せず従って観察もされ得ないようなところで、仮説的に後から構成するために、どのような可能性が成立するのかが、確定されなければならないのである」、と。ペームによって綱領的に表現されたこの課題の経済学的研究は、「経済の秩序」叢書第4巻において、オイケンの弟子、レオンハルト・ミクシュが取り組み、後に「かのようにの経済政策」(Die Wirtschaftspolitik des Als-ob)という概念によって定式化することになるテーマに他ならない。自由競争を国家によって人為的に再構成された純粹に技術的・操作的秩序として捉え返していくペームの方法を、当時のある書評は、端的に、「自由経済の反自由主義的根拠づけ」と呼んでいる。

#### 5. 組み合わされた経済体制と完全競争の仮構

ペームは、33年以降のドイツ国民経済を、異なった経済体制からなる複数の領域——「食糧経済」、「労働経済」、「工業経済」——に分けて考察している。その際、とくに「労働経済」および「食糧経済」については、「解決されなければならない」「非常に重大な政治的課題」を抱えているとされている。

「集中した大衆の力と予想されなかった社会的権力の形成」を 1920 年代ドイツ経済の最大の問題と考えるペームにとって、ナチス「労働経済」は、その課題の解決を可能としたとくに重要な政策フレームであった。ワイマール時代の「負の遺産」である「階級分裂と市場諸利害の対立」と賃金決定の政治化を克服し適切な水準の賃金を実現するために、33 年以降の労働市場では国家による直接的な市場制御が行われており、それが経済にダイナミズムをもたらしていることをペームは承認した。組織諸利害を解体した後に、ナチス政権は最初は労働市場の完全自由化を構想したが、もしそれが実際に行われていたならば、労働組合が労働市場を占拠していたワイマール期の高賃金とは逆方向の不均衡、すなわち耐え難い低賃金に帰結していたであろうとペームは考えた。それ故に協約賃金はナチス政権によっても維持されたが、ナチスは賃率を 30 年代全体を通じて 1929 年の水準よりもほぼ 20% 低い水準に固定化した。「今日の秩序は、賃金の確定を、それが自由な方法では十分に実現されない限りで、国家機関に、すなわち労働受託機関(Treuhänder der Arbeit)に委託した。同機関は、これに関して公正な調停の実現に努め、とりわけ経済全体の必要性をよく考慮しなければならなかった」とのペームの言葉のなかに、新政権の協約賃金に対する彼の評価が要約されていよう。

「工業経済」においては、職業身分組織はナチスのイデオロギーに反して経済秩序の担い手ではなくなった。団体には市場形成へのあらゆる影響力の行使が禁じられさえもした。本質的に重要な点は、自由競争が基本的に維持されるなかで、同時に、強制カルテルや価格監視に関する法律、およびカルテルや価格決定に関して権限を有する行政機関（政府価格委員、36 年からはライヒ政府価格形成委員）の整備によって、国家による市場制御が行われていることである。その代表的な法令である「強制カルテル法」（1933 年 7 月）について、ペームは、この法律によって「旧い国法においては単に示唆されていただけだった組み合わされた経済体制の思想」が実現したと高く評価した。自由競争と国家による市場制御との「組み合わされた経済体制」の中に、ペームは、カルテルや独占による「価格形成の政治化」によって機能不全となった価格メカニズムを再生し市場均衡を実現することによって、新しい自由主義の市場経済秩序を形成していく可能性を見ていた。

ナチス体制下で実現した価格・競争規制に関する法律や行政機関を駆使して、「競争経済の自由な市場価格の形成過程を、それが現実には発生せず従って観察もされ得ないようなところで」仮構するという政策構想は、ミクシュによって新たな競争政策論へと発展する。それは現実には存在しない理想的な完全競争市場を仮定し、そこに向かうプロセスを人為的に演出するという考え方である。1930 年代に発展した最新の市場理論を踏まえて、ミクシュは、現実の市場を経済学的に分析するための装置として「市場形態」論を構築し、同時にそれら市場形態を法的視点から位置づけるために「市場制度」論を導入した。とりわけ、現実に数多く見出される、寡占のような不完全競争の市場形態がカルテルのような市場制度と組み合わさったケースは、「秩序づけられ拘束された競争」政策の適用によって、完全競争である「かのような」市場へと生まれ変わる。経済は「自然的秩序」から国家の「競争秩序」へと転換するのである。

